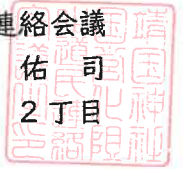


2026年2月11日

議会議長様

靖国神社国営化阻止道民連絡会議
代表 浦瀬 佑司
札幌市中央区南4条西12丁目



日本国憲法の尊重・擁護に関する要請書

1966年、佐藤内閣（自民党）は、歴史的根拠のない神話をもとにした、旧「紀元節」にあたる2月11日を「建国記念の日」として強引に復活させました。これに対し私たちは、日本国憲法で保障されている「思想・良心の自由」「信教の自由」を守る立場から、靖国神社国営化や首相の公式参拝、紀元節復活に反対する運動を続けてきました。1982年以降は、各自治体・地方議会に対して、平和憲法の理念に反する決議などを出さないよう要請を続けてきています。また、2月11日には、札幌市内で49回目の「紀元節復活反対2.11道民集会」を開催し、憲法を守り生かすとりくみに全力を挙げる決意を表明したところです。

高市首相は、1月23日に衆議院を解散し、27日に告示、2月8日に投票という戦後最短の日程で総選挙を強行しました。解散にあたり、高市首相は「国論を二分するような政策で有権者の判断を仰ぐ」と表明したものの、その中身は一切語らず「高市早苗でいいのかを国民が決める選挙」と繰り返し、その白紙委任を迫りました。自民党は316議席を獲得して戦後初の3分の2以上の議席を占めることとなりましたが、それはまともな討論も行わずに短期決戦で選挙を強行した結果であり、そこで多数を得たことは、憲法改悪をはじめ、大軍拡、非核三原則見直しなど国論を二分する問題を白紙委任したわけではありません。

戦後、自衛隊はただの1人も外国人を殺しておらず、ただの1人も戦死者を出していません。ここには平和を願う日本国民の世論とともに、憲法9条の大きな力が働いています。いまこそ歴史の教訓をしっかりと踏まえ、最大の人権侵害である戦争をさせないため、平和憲法を守り生かす運動を広範な市民とともに大きく発展させていかなければなりません。

以上のことから、憲法99条において、公務に携わる全ての人々が最高規範である憲法に従って政治や行政を遂行する義務を、主権者である国民に対して負っていることを踏まえ、以下のとおり要請します。

〈要請事項〉

1. 憲法の改悪に反対を表明し、憲法を遵守すること。
2. 憲法に定められた「思想・良心の自由」「信教の自由・政教分離の原則」を厳守すること。
3. 自治体主催で、特定の宗教による戦争犠牲者追悼集会を行わないこと。
4. 特定の宗教行事に首長・議会議員・公務員などが公的な立場で参加したり、玉ぐし料の支出を行ったりしないこと。
5. 靖国神社・護国神社などへの補助金の交付を行わないこと。また、自治体職員に神社参拝や遺族の引率をさせないこと。
6. 自治体の所有する土地を特定の宗教団体に提供したり、貸し出したりしないこと。
7. 公的機関・公的行事における「日の丸・君が代」の強制を行わないこと。また、教育現場への押しつけを行わず、子どもの願いにそった式典を実現すること。
8. 自治体において天皇の歴史支配を意味する住民への元号使用の強制を行わないこと。
9. 議会において、特定秘密保護法、安保関連法及び、共謀罪（テロ等準備罪）を廃止することを求める意見書を採択し、政府・国会に送付すること。
10. 教科書の採択にあたっては、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を定めた憲法の三大原則にかなっていることを基準とすること。
11. 市民団体等が企画する憲法や平和を考える集会の公共施設等の会場使用拒否は、憲法の保障する集会の自由を不当に制限するものであり、絶対に行わないこと。



集会宣言

今日、2月11日は、「建国記念日」ではありません。この日は明治政府が神話上の初代の天皇の即位日を「紀元節」として定め、国威発揚に利用し、侵略戦争を推し進める役割を負わせた歴史があり、合理的根拠のある建国を記念する日ではないからです。戦後、「紀元節」は廃止されましたが、1966年に当時の政府、自由民主党が、宗教界や平和を求める多くの国民の反対を押し切って、旧紀元節の日を「建国記念の日」として復活させたものです。その後、侵略戦争を美化する歴史修正主義者にとって、もっとも象徴的な日として位置付けられてきました。

2022年12月、岸田内閣は憲法9条があるにも拘わらずに、日本の在り方を根本的に変える「安保3文書」を、国会閉会後に閣議決定のみで進めたことは、立憲主義を蹂躪するもので、断じて認めることはできません。安保3文書が保有を明記した「敵基地攻撃能力」は武力による威嚇のほかならず明らかな憲法9条違反です。安保法制における「存立危機事態」での行使も想定されており日本がアメリカの戦争に加担し、他国の攻撃を呼び込むこととなります。「敵基地攻撃能力」は「抑止力」どころか、日本の国民、他国の人々の命を危うくするものです。高市首相が、台湾を巡って、存立危機事態と発言したことは、中華人民共和国の強い反発を受けていますが、この三文書の倫理から言えば、敵基地攻撃の対象となる事態と想定していると認められるのです。

過去の歴史は「抑止力の強化」を口実に際限のない軍拡競争が始まることを教えています。日本が他国にとって軍事的な脅威となることが、北東アジアの緊張を高め、国際情勢を不安定化させます。ロシアのウクライナ侵攻、北朝鮮のミサイル発射、台湾をめぐるアメリカと中国の対立、イスラエルによるパレスティナジェノサイドを含む中東情勢などの混迷のなか、憲法9条を持つ国として、対立する相手を含む、国際平和秩序を構築するための外交努力こそが求められており、これこそが日本の安全保障につながります。しかし、高市内閣は、これらの平和への要請を顧慮することなく、憲法違反との訴えのある安保3文書を改訂しようとし、スパイ防止法の策定、非核3原則の無視、排外主義の促進そして明治の日の制定という、明治憲法体制への逆行を推し進めようとしていることが明らかです。

戦後80年間、日本は国の行為による戦争で他国の人を傷つけることがありませんでした。世界史における稀有な事実を大切にすべきです。今こそ、歴史の教訓をしっかりと踏まえ「戦争放棄・交戦権の否認」、「思想・良心の自由」、「信教の自由」を保障した憲法を守り、生かす運動を市民とともに大きく発展させていかなければなりません。

このことを確認し、本日の集会宣言といたします。

2026年2月11日

第49回紀元節復活反対2・11道民集会

令和8年 2月 24日

岩見沢市議会
議長 峯 泰 教 様

提出者

〒 068-0058

岩見沢市桜木1条1丁目1

岩見沢市農民協議会

委員長 大串 貴志

Tel 0126-25-3464



「生産現場に寄り添った農業政策を求める意見書」について

このことについて、別紙のとおり意見書を提出いたしますので、市議会で決議され
関係機関に進達下さいますようお願い申し上げます。



生産現場に寄り添った農業政策を求める意見書

農業をめぐっては、昨年4月に新たな食料・農業・農村基本計画と酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針が策定され、中長期的な目標や方向性等が示されたほか、基本計画のなかで2027年度から水田政策を根本的に見直すことが明記されました。また、畑作物の直接支払交付金では、本年7月までに算出根拠となる統計情報等について、関係者との意見交換を踏まえ、現行の3年に1度の改定に捉われず、2027年における単価改定の是非を含め制度の運用を検討するとしています。

しかしながら、2026年2月現在、水田政策の見直しに関する新たな情報が無く、生産現場は今後の営農計画を描けない状況が続いています。また、ゲタ単価の算定方式では農業者の努力が交付金の引き下げ要因となるなど生産意欲の減退につながっており、酪農・畜産をめぐっても、乳価の上昇が収入の増加には繋がっているものの、円安などを背景にした飼料価格の高止まりで所得の上昇には結びついておらず、経営逼迫による戸数減少に歯止めがかかっていません。

このため、将来にわたって安心して農業を営むことができるよう、基本計画や酪肉近で掲げる目標達成に向けた一層の生産基盤の強化策や、経営安定に資する所得政策、水田政策の早期明示などが急務となっています。

つきましては、生産現場に寄り添った農業政策の確立に向けて、下記事項を要望いたします。

記

1. 2027年以降の水田政策について、生産現場の意見を十分踏まえつつ、農業者が将来にわたって営農計画を立てられるよう早期に示すこと。
また、生産現場の実態に即した交付対象要件を設定するとともに、産地交付金については、地域が裁量をもって活用できる制度運用を維持すること。
2. 畑作物の直接支払交付金については、コスト増加を反映した適正な価格形成や生産費など実態に即した数値を用いるとともに、生産性向上など農業者の努力が報われる算定方式に改善すること。
3. 酪農・畜産については、予算総額ありきではなく、基本計画や酪肉近で掲げる目標が確実に達成されるよう必要な事業を行うための予算を措置すること。
また、生産コストの上昇に左右されない持続可能な酪農・畜産に向けた所得安定政策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026(令和8)年 2月24日 岩見沢市議会 議長 峯 泰数
(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 宛